

令和6年度学童保育所保育料免除申請のお知らせ

学童保育においては学童保育所保育料免除の制度があります。該当の方は、学童保育所保育料免除申請書に**関係書類の写しを添えて、提出してください。**

なお、学童保育所保育料免除の決定があった月から、保育料（月額8,000円）が免除となります。

※ おやつ代については、学童保育所での実費徴収のため免除の対象ではありません。

記

次の要件のいずれかに該当する方は、保育料免除対象となります。

- ◇ 生活保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- ◇ 児童扶養手当を受けている方
- ◇ 就学援助を受けている方
- ◇ 療育（放課後等デイサービス）支援を受けている方※利用実績が確認できること

免除の対象となる方	提出書類及び添付書類	提出先
生活保護を受けている方 [提出時期] 入所申請と同時	① 学童保育所保育料免除申請書 ② 生活保護受給証明書（写し）	子育て支援課 こども保育担当 (役場8番窓口) または 各学童保育所
児童扶養手当を受けている方 [提出時期] 入所申請と同時	① 学童保育所保育料免除申請書 ② 児童扶養手当証書（写し） 備考) 児童扶養手当証書の有効月までの免除となりますので、翌月以降については、再度申請が必要です。	
就学援助を受けている方 [提出時期] 令和6年度就学援助の 認定後	① 学童保育所保育料免除申請書 ② 就学援助認定書（写し） 備考) 認定通知が例年6月頃となるため、認定による免除が決定するまでの期間は保育料をお納めいただき、免除決定後、保育料を遡って還付いたします。	
放課後等デイサービスを受けている方 [提出時期] 入所申請と同時	① 学童保育所保育料免除申請書 ② 放課後等デイサービスを利用することが確認できる証明となるもの（契約書等の写し） 備考) 原則として、利用を前提として事業所と契約している期間が免除の対象となります。利用を終了した場合は必ず申し出てください。	

※ 上記の要件について、年度途中の認定の場合、認定月からの免除となります。

※ 令和5年度の保育料を免除されている方も、再度のご申請が必要となります。

※ 様式は窓口各学童保育所にありますので、お申し出ください。